

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p><u>（解散等に係る決定に至った理由の記載）</u>  <u>25 の 5 - 4 特定有価証券開示府令第 29 条第 2 項第 14 号ロに規定する「当該解散等に係る決定に至った理由」の記載に当たっては、当該解散等に係る決定に至った直接の原因（例えば、発行者が投資法人の場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第 143 条各号に掲げる事由）のみを簡潔に記載するのではなく、当該解散等に係る決定に至った具体的な経緯を含めて分かりやすく記載することに留意する。</u></p>	<p>（新設）</p>